

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	成年後見制度利用支援事業（高齢）
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
選 定 事 業 者	社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 会長 福迫 尚一郎
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該事業は成年後見制度の市長申立てに係る相談や事務を委託するものである。社会福祉協議会は「日常生活自立支援事業」を実施しており、この事業は判断能力の不十分な者の日常的な金銭管理を支援するものであり、成年後見制度と強い関連がある。</p> <p>また、当該法人は日常生活自立支援事業の他、高齢者・障がい者に関する電話相談、市民後見人の養成など、高齢者等の人権擁護に関する事業を実施している。</p> <p>成年後見制度の市長申立ては認知症高齢者のほか、知的・精神障がい者も対象としており、同様の事業を障がい福祉課で委託している。当該事業の対象者は、複合的な課題を抱えている場合が多いため、これらの事業を組み合わせると一体的に実施させることが効率的かつ効果的である。</p> <p>以上のことから、当該事業を円滑に実施できるのは当該法人だけであると判断できることから、特定随意契約とすることとし、当該法人を参加者として選定する。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年3月23日